

二合であつた。(前記各別石高は、寛永十一年のものから富山藩領及び大聖寺藩領を減じたものと符合せぬが、總計に於いて一致してゐる。今その理由を稽(得ぬ)。

寛文八年八月加賀能美郡尾添村百五十一石七升及び荒谷村二十石九斗一升、合計百七十一石九斗八升を幕府に返し、近江高島郡海津の内中村町で百七十一石九斗八升を受けた。是によつて近江領は凡べて三ヶ村二千四百三十二石二斗六升二合となつたが、全領の表高總計に増減はない。(八月とするは、加州白山争論一件に據る)。

寛文十一年七月十二日加賀河北郡を加賀郡、能登羽喰郡を羽咋郡、鹿島郡を能登郡、越中利波郡を礪波郡に改め、従來郡中に置かなかつた同國水見庄を射水郡に加へた。

貞享元年九月廿一日綱紀は、徳川家綱から領知判物を受けた。その高は加賀・越中・能登百二萬二千五百九十石餘、近江高島郡三ヶ村二千四百三十石餘、合計百二萬五千石餘と記されてゐる。

元祿十三年八月廿一日加賀國加賀郡の名を河北郡、能登國能登郡を鹿島郡に復した。

正徳元年綱紀は、郷村高辻帳を幕府に提出した。それには加賀の判物高三十四萬六千四百五十石四斗七合外に籠高六千三百二石四斗八升三合、越中四十六萬九千七百五十四石七斗七升三合外に籠高一萬百二十四石九斗一升七合、能登二十萬六千三百八十二石八斗四升外に籠高五千五十石、近江三ヶ村二千四百三十二石二斗六升二合、總計百二萬五千二百二十石二斗八升二合と記される。(加賀に於ける表高の減じたのは、能美郡尾添・荒谷二村を幕府に

納れたによる)。  
享保二年八月十一日綱紀は、徳川吉宗から領知判物を受けた。その記載は、貞享元年のものに同じい。

享保七年六月廿八日能登に於ける幕府領を、加賀藩に預地とせられた。

(六)前田治脩一天明五年十月能登の加賀藩領十七ヶ村を幕府領とし、幕府領八ヶ村を加賀藩領とすることを許され、六年九月二十日その交換を終了した。是によつて同七年六月の高辻帳を見るに、能登の籠高に於いて八石七斗二升九合を減じたが、表高にあつては變更しなかつた。この時加賀藩領に歸したのは、羽咋郡千路・中山・上棚・二所宮・安津見・町・佛木・安部屋で、幕府領に移つたのは羽咋郡福水・阿川・灯・楚和・尊保・入釜・鶴野屋・切留・豊後名・地保・神子原・鹿島郡田岸・外・別所・谷内・深浦・黒崎であつた。但しその中、福水・豊後名・神子原・田岸・外・別所・谷内・深浦は、元來加賀藩領と幕府領との入會であつたものである。(九月二十日とするは杉木氏小留帳に據つたもので、梅花無盡蔵には九月廿一日とする。越登賀三州志來因概覽に之を天明五年五月に作るものは誤である。この時交換した高の實數に就いては之を幕府領の條下に記する)。

(七)前田齊廣一文化七年三月能登に於ける幕府領預地に、加賀藩の民政を適用し、その租税も亦悉く之を藩に收納することを容され、代ふるに藩から年額金五千二百二十九兩を幕府に上納することにした。

(八)前田慶寧一慶應三年七月二日能登に於ける幕府領全部を加賀藩領として受け、その代償として藩は年額金一萬五千兩を幕府に納れることを約した。

明治元年三月政府は、能登に於ける舊幕府領を、更めて加賀藩に寄田とした。同時に能登の土方氏領も亦寄田とせられたが、五月再び命によつて之を土方兼三郎へ返還した。

明治二年六月十七日慶寧は版籍を奉還した。

カガフシ 加賀節 京都に於いて加賀女のうたうた小歌で、室町の頃に行はれたもの。書札雜々聞書に、『公方へ白拍子は不參候。かが女と申遊女參候。加賀ぶしなど、てはやり候。』と見えるものは是である。同じ名稱でも江戸勘三郎座の役者がうたひ初めて、萬治から元祿頃まで行はれた加賀節、及び延寶から元祿までの京都の宇治加賀掾が語つた加賀節は、加賀國と何等の關係もない。元祿頃から江戸及び上方の遊里で語られた端唄にも加賀節がある。

カガフツサンシ 加賀物産志 一冊。内題には加賀國物産志とある。稻新助・内山覺伸の著、阪元慎の校正で、元文二年に成つた。内容は五穀部・菜部・菓部・菌部・海草部・邊土百姓給物類・草部・木部・竹部・鳥部・獸部・魚部・螺部・蟲部・蛇部・石土水火部に分かれ、その品目を掲げ或ものには説明を加へてある。また加賀國産物志と題するものもあるが、内容は同じい。

カガフドキ 加賀風土記 二冊。總國風土記の一部で、石川・加賀二郡の分である。前者は巻初に日本總國風土記第八十四加賀國石川郡、奥書に『石之風土記者加賀國小帳也。尤爲官人爲其用、以官本一令核合一畢。嘉慶二年二月下旬左中將藤原元隆』とあり、

後者は巻初に日本總國風土記第八十五加賀國加賀郡、奥書に『石風土記殘冊十七冊内加賀國加賀郡之分、以三閑院大臣家之藏本、與官本三卷校合一畢。嘉慶二年乙丑七月下旬左羽林郎藤原元隆』とあるが、徳川時代の偽撰である。従來の郷土史家がこの書を正しいと信じて引用した爲に、誤つた研究の結果になつたことは決して尠くない。

カガホウシヨ 加賀奉書 雍州府志に、『紙。凡加賀奉書越前島子爲是。』と見え、文化八年他國出制禁產物記河北郡二保村産紙の中には、大奉書紙・中奉書紙・小奉書紙・御捻奉書紙・延小奉書紙・玉子立奉書紙があつた。

カガホウシヨウ 加賀養生 前田綱紀の世から、金澤に於いて行はれる謡曲は、概ね養生流に統一せられた。故に養生流が加賀に於いて熾盛を極めるとの意で、加賀養生の語が用ひられた。又時としては江戸の養生流謡曲に比して、曲節の崩れた養生流といふ意味にも用ひられた。

カガホウロン 加賀法論 文政三四年の頃金澤を中心とした一向宗東派の僧侶の間に、安心に關する論議があつた。一方はお助け方といひ、一方はお頼み方といはれたが、前者を二字(南無)の安心、後者を四字(阿彌陀佛)の安心というて互に罵つた。五年春林幽寺擬講了畦上浴して講師五乘院寶景に内誦し、本山から越中群田園滿寺擬講靈咄・高岡光雲寺亮空を遣はし、了畦と共に十二月五日金澤の觸頭善福寺に彼等を集めて論したが和解しなかつた。仍つて八年十二月からお助け方の金澤田町西方寺賢幢・田町西光寺文成・野町因徳寺法嚴・木町即願寺寂然・木町超願寺賢長・三構

カカ